

地域公共交通網形成計画について

1. 地域公共交通網形成計画とは

平成 26 年 11 月 20 日に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正が施行され、地域公共交通網形成計画の策定ができるようになりました。

網形成計画とは、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン（ビジョン＋事業体系を記載するもの）」としての役割を果たすものです。国が定める基本方針に基づき、地方公共団体が協議会を開催しつつ、交通事業者等との協議の上で策定します。まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業（地域公共交通特定事業など様々な取組）について記載します。

具体的には、網形成計画では以下の項目が記載されている必要があります。

- ① まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
- ② 地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成
- ③ 地域特性に応じた多様な公共交通サービスの組合せ
- ④ 住民の協力を含む関係者の連携
- ⑤ 広域性の確保
- ⑥ 具体的で可能な限り数値化した目標

（国土交通省地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き第 3 版抜粋）

2. 守谷市の状況

「路線バス」と「コミュニティバス」の補完関係を明らかにして通勤・通学・買い物・通院などの市民の利便性向上を図るために、平成 21 年 3 月に守谷市地域公共交通総合連携計画を策定しました。そして、モコバスが公共交通空白地域をカバーする役割を果たすものとして平成 21 年 8 月から運行しています。

また、平成 25 年 5 月 1 日に、買い物や通院の要望等を反映して、ルート・ダイヤ改正を実施し、現在では、「いこいの郷・板戸井 A ルート」、「南守谷 B ルート」、「買い物・病院 C ルート」の 3 ルート・1 日合計 68 便の運行となっています。

〔守谷市地域公共交通総合連携計画〕

期間：平成 21 年度から平成 23 年度（3 箇年）

内容：（1）基本方針

地域の多様なニーズに対応したバス路線の整備による、公平で利便性の高い交通体系の実現

(2) 計画の目標

- ①路線バスの充実 ②路線バスとコミュニティバスの格差解消
- ③路線バスとコミュニティバス等の連携強化 ④バス利用の促進

〔「地域公共交通総合連携計画」と「地域公共交通網形成計画」の違い〕

連携計画は、コミュニティバスを導入するための単体の計画にとどまっていますが、網形成計画では『コンパクトシティや観光立国の実現に向けた取組との連携』『地域公共交通サービス全体を対象とした総合的なネットワーク計画を策定』を盛り込むことになっています。

3. 今後について

都市全体がコンパクトであることを活かし、かつ、東京都心へ直結するつくばエクスプレス守谷駅への円滑なアクセスなど、市全体を見渡した総合的な公共交通網の形成及び地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせにより、持続可能な公共交通体系を構築することを目的として、守谷市地域公共交通網形成計画を策定します。

〔スケジュール〕

平成29年3月末	守谷市公共交通基礎調査業務完了
平成29年5月から	地域公共交通網形成計画策定開始
平成30年2月	地域公共交通網形成計画策定